

7 諏訪監第 8 号
令和 8 年 1 月 23 日

諏訪広域連合
広域連合長 金子 ゆかり 様

諏訪広域連合議会
議長 矢島 正恒 様

諏訪広域連合監査委員 山崎 文男

諏訪広域連合監査委員 吉田 浩

令和 7 年度定期監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知してください。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表するものいたします。

令和7年度定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに諏訪広域連合監査基準（令和2年諏訪広域連合監査委員制定）に基づき、諏訪広域連合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

2 対象年度

令和7年度執行分を説明聴取の対象としました。

3 対象課所及び実施期間

対象課所と対応する会計は次表のとおりです。令和7年11月26日（水）は5課所に対し、所管する会計ごとに実施し、令和7年12月18日（木）はすべての会計について、一括して企画総務課に対し実施しました。

会計名	課所名
一般会計	企画総務課、情報政策課、介護保険課
救護施設八ヶ岳寮特別会計	救護施設八ヶ岳寮
介護保険特別会計	介護保険課
諏訪広域消防特別会計	諏訪広域消防本部
諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計	情報政策課

4 監査の着眼点

監査の着眼点の要点は次のとおりです。

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・ 総計予算主義の原則が守られているか。
- ・ 経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- ・ 事務事業の執行にあたっては、圏域住民の福祉増進、負担軽減、サービスの向上に努めているか。
- ・ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・ 事業の目的が明確であり、各課所間の連携がとれているか。また、本広域連合と関係市町村との合意形成は図られているか。
- ・ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 実施状況

すべての課所に対し、書面審査を実施しました。書面審査は、提出された監査調書等に基づき、歳入歳出事務事業全般の執行状況について説明を聴取したうえで、質疑形式による監査を中心に、閲覧、照合などの手続きにより行いました。

第2 監査結果の概要

1 監査結果の区分

監査を実施した結果、課所に対して改善等を求める場合、以下の区分に整理しました。

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。

(2) 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの。

(3) 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの。統一的な指導を求めるもの。

2 監査結果の概要

当年度の監査計画に基づき、財務事務及びその他事務事業等を監査した結果、それぞれの事務事業は法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、適正に行われているものと認めました。指摘事項、指導事項及び検討事項に該当する事務事業はありませんでした。

第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

- ・広域連携の必要性・重要性が増える傾向にあります。適正な事務体制を構築するよう努めてください。
- ・自治体情報システムの標準化・共通化やDX推進についても、住民への説明を行いながら進めてください。
- ・安全運転や車両管理の適正化に重点的に取り組んでいることを確認しました。交通法規違反が生じないように、取り組みを継続してください。
- ・介護保険事業は業務内容が複雑で、大きな金額を取り扱っていることから、関係市町村と連携しながら適切な業務体制で臨み、高齢化社会に対応できるようにしてください。